

## ウォーキング 協会規約

### 第1条 (趣旨)

協会会員は、本規約に定める条件を受諾して、当会の許諾のもとに、当会のライセンスに基づいて、当会の提唱する趣旨に則した活動をするものとする。

### 第2条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語の意味は、以下のとおりとする。

- ① 「当会」とは、骨盤腸整ウォーキング株式会社のことをいう。
- ② 「協会会員」とは、当会所定のインストラクター養成コースを受講修了した後、当会との関係で当会所定の勉強会への参加、アシスタント、受講者の紹介等を業として行うことを希望する者のことをいう
- ③ 「当会試験」とは、当会所定の筆記試験および実技試験のことをいう。但し、受験料は1回あたり20000円(税別)とする。
- ④ 「認定インストラクター」とは、協会会員のうち、当会試験に合格した者のことをいう。
- ⑤ 「ライセンス」とは、当会が、協会会員に対して提供する一切のノウハウのことをいう。
- ⑥ 「ロイヤリティー」とは、認定インストラクターがライセンスに基づく活動として、当会所定のコースを受講させた場合に会費とは別に発生する、ライセンスの対価のことをいう。
- ⑦ 「当会マニュアル」とは、当会が指定するマニュアル・教材類のことをいう。
- ⑧ 「アシスタント」とは、自己の研鑽のため当会の行うレッスン、イベント、企業研修、講和その他の活動について無償で当会の手伝いをするをいう。但し、当該手伝いをするためには、当会に対し事前の予約をした上で、当会の承認を受けなければならない。
- ⑨ 「当会 HP」とは、<https://walking-fukuoka.com> という URL により特定される当会のウェブサイトのことをいう。
- ⑩ 「レッスン」とは、協会会員及び当会所定のインストラクターコースを受講する者を除いた、当会の骨盤腸整ウォーキングのレッスンを利用する顧客を対象に行う当会所定のサービスのことをいう。
- ⑪ 「教室」とは、認定インストラクターが第6条第2項第3号に基づく活動を行う場所のことをいう。なお、教室の名称については認定インストラクターが事前に当会に相談した上で決定しなければならない。

### 第3条 (独立の事業者)

- 1 協会会員は、協会会員が当会とは別個独立の事業者であり、当会の社員・代理人または使用人ではないこと、協会会員が当会の立場で法律行為、商行為その他の行為をしたり、それらの行為を行う権限や地位を持つかのような表示（そのように誤認させる恐れのある表示を含む）をしてはならないことを確認する。
- 2 協会会員の活動は、すべて協会会員の独自の責任と手腕により行われ、自らの判断と責任において、営業活動等を行うものとする。
- 3 協会会員の行う営業については、顧客や取引先との間のトラブル等に関し、当会は一切の責任を負わない。
- 4 認定インストラクターは、本規約に基づく営業を継続している間、個人の責任に基づき賠償責任保険 に加入することとする。

#### 第4条（加入資格）

1 協会会員になることを希望する者（以下「加入希望者」という）は、当会への加入にあたっては、下記要件を満たさなければならない。

- ① 本規約に同意していること。
- ② 当会の定める会費を当会の指定する期日までに当会の指定する口座に納めること。

2 当会への加入は原則として個人単位での加入とし、法人が加入しようとする場合には、当会の書面による承諾を必要とする。また、法人が加入する場合は、本規約のほか、別に定める覚書に従うものとする。

3 加入希望者は当会による加入を承認するか否かの審査を受けなければならない。加入承認の決定を受けるまでは協会会員としての地位を有するものではない。

4 加入希望者は当会による加入承認の決定あるいは加入不承認の決定に関しては当会の審査に従い、審査結果には異議を申し立てることができない。

#### 第5条（権利の帰属）

協会会員は、当会ならびに当会の認定する講座（以下「当会認定講座」という）に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権およびノウハウその他の権利（当会ロゴ、テキスト、手技、教材一式にかかる権利等。以下「当会知的財産権等」という）が当会に帰属することを確認する。

#### 第6条（協会会員の権利）

1 協会会員は、以下の権利を有する。

- ① アシスタントに入ることができる権利。但し、認定インストラクターが当該アシスタントに入ることが希望している場合には、認定インストラクターの方が優先されるものとする。
- ② 当会に受講者を紹介し、当該受講者が当会所定の90日集中コースにかかる契約をした場合に、20000円を受け取ることができる権利。但し、紹介料は受講者が当会所定の申請書の紹介者欄に当該協会会員を記載した場合にのみ発生するものとする。

2 認定インストラクターは、前項に加えて以下の権利も有する。

- ① 当会HPにインストラクターとしての紹介文を当会所定の方法で掲載してもらうことおよび当会HPのリンクを当該協会会員の所有するワーキングに関するHPに貼ることができる権利。
- ② ライセンスに基づく活動およびそのための営業をする権利。但し、ライセンスに基づく活動をする場合、当会所定の方式で、当会に報告しなければならない。

#### 第7条（協会会員による著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権の使用権利について）

1 認定インストラクターは、本規約に従い当会が許諾する範囲で、当会および当会知的財産権等を使用してライセンスに基づく営業活動を行うことができる。

2 協会会員は、前項の営業に関して、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 協会会員は、当会に帰属する標章類（以下「標章類」という）の使用にあたって、当会の指示に従う。
- ② 協会会員は、標章類を前項の営業の目的以外に使用しない。
- ③ 協会会員は、標章類を使用するにあたり、これを改変しない。
- ④ 協会会員は、当会を退会した後は、標章類の使用及び一切の営業を停止する。

- ⑤ 協会会員は、標章類を第三者に使用させず、第三者が標章類ないし類似した標章類を使用ないし使用する恐れがあることを了知した場合には、速やかに当会に報告する。
- ⑥ 協会会員は、ライセンスに基づく活動にあたっては、当会マニュアルに従う。
- ⑦ 協会会員は、ライセンスに基づく活動に関する当会マニュアルを事前の当会の書面による承諾なくして改変しない。
- ⑧ 協会会員は、当会を退会した後は、当会マニュアルを使用しない。
- ⑨ 協会会員は、ライセンスと全部または一部が同じまたは類似するノウハウを、自己または第三者の権利に属するものと主張したり、そのノウハウに基づく営業をしてはならない。
- ⑩ 協会会員は、第6条第1項の場合を除き、ライセンスおよび当会マニュアルに関する一切の情報を第三者に開示したり使用させたり、また、これらを第三者に配布・転売したり、複製するなどしてはならない。協会会員は、第三者の行為によりこの定めを違反する恐れがあることを了知した場合には、速やかに当会に報告する。

#### 第8条（会費と更新について）

- 1 正会員の年会費は20000円（税別）とする。
- 2 準会員の年会費は12000円（税別）とする。
- 3 前2項の年会費については、当会が指定する期日までに、当会の指定するクレジット決済にて納めることとする。
- 4 協会会員は、前項の会費を支払うまでは、ライセンスに基づく営業活動その他協会会員としての一切の活動をしてはならない。
- 5 当会における協会会員の加入年度は各年10月1日を始期とし、翌年9月30日を終期とする。
- 6 加入は前項に従った年単位とし、更新を希望する協会会員が加入年度の終期までに翌年分の年会費を納入した場合は、その加入権は自動的に翌年度に更新されるものとする。
- 7 加入年度の終期（毎年9月30日）までに翌年度分の年会費が納付されない場合は、その協会会員については更新の意思がないものとし同日の経過をもって退会したものとみなす。ただしその場合でも、同日経過後の半年以内に限り、年会費を支払った場合は再加入することができる。

#### 第9条（ロイヤリティー）

- 1 認定インストラクターは、ライセンスに基づく活動として、当会所定のコースを受講させた場合（新規に受講する場合だけでなく、教室の追加、変更等を含む）、当会に対し、当該コースの受講料の15%をロイヤリティーとして支払わなければならない。但し、小数点以下は四捨五入して計算するものとする。
- 2 認定インストラクターは、毎月末締めで自らの受講者を当会所定の方式でまとめ、翌月5日までに当会に報告しなければならない。
- 3 当会は、前項の報告に基づき、認定インストラクターに対し、ロイヤリティーにかかる請求書を発行するものとする。
- 4 認定インストラクターは、前項の請求書にしたがって、締日翌月25日までにロイヤリティーを当会所定の口座に振込まなければならない。但し、振込手数料は認定インストラクターの負担とする。
- 5 第2項の報告に誤りがあった場合、当会は認定インストラクターに対して不足分のロイヤリティーの支払を請求することができるものとする。

## 第10条（教室の変更があった場合の処理）

1 認定インストラクターは、他の認定インストラクターの教室の受講者が、教室の変更を希望して当該受講者を受け入れることとなった場合、当該受講者から支払いを受ける受講料の初月分を、当該他の認定インストラクターに対して支払わなければならない。

2 認定インストラクターが前項の支払いに応じない場合、当会は、当該他の認定インストラクターに代わって、当該認定インストラクターに対し、前項所定の受講料の初月分を請求することができ、当該認定インストラクターはその請求に応じなければならないものとする。

## 第11条（禁止事項）

1 協会会員は、当会の事前の書面による承諾なくして、当会の会員としての活動と明確に分離しない態様で、当会が指定していない講座の開講や商品販売その他の事業をおこなってはならない。

2 協会会員は、自ら当会を名乗り、その他第三者に当会と誤認させる表現を使用してはならない。

3 協会会員は、当会の事前の書面による承諾なくして当会認定講座の教材を第三者に配布、転売をしてはならない。

4 協会会員は、当会の事前の書面による承諾なくして、当会認定講座の教材を複製してはならない。

5 協会会員が当会の承諾の下行うノウハウの名称は「骨盤腸整ウォーキング」とし、他の名称で活動をしてはならない。

6 協会会員が受講者から受領する受講料やテキスト代等の諸費用のうち、当会所定の月額レッスンについては、当会が決めた料金体系を守り、顧客に示すメニュー表にこれを明示しなければならない、その他の料金体系を明示してはならない。その他の協会会員のライセンスに基づく活動に対する料金のうち、イベント、体験レッスンに関するものは協会会員が各自で決定してよいものとし、その他については当会の指示に従うものとする。

7 協会会員は、ライセンスおよび当会マニュアルなど、本規約上の地位の全部または一部を、当会の事前の書面による承諾なくして第三者に対して譲渡、賃貸、担保の設定、その他の処分をしてはならない。

8 協会会員は、いかなる内容であれ、当会の名誉を損なうような行為を行ってはならない。

9 協会会員は、当会認定講座について、録音、写真及び動画の撮影等をしてはならない。

10 協会会員は、第三者と共同してイベントを行う場合、当会が当該第三者及びその見解、理論等を推奨しているかのような誤解を招く表現をしてはならない。

## 第12条（退会について）

1 協会会員が退会を希望する場合は、書面にて退会の日から3ヶ月前までに当会に届出なければならないものとする。但し、代行など当会所定の本部の仕事を請け負う協会会員については、別途当会と取り交わす契約書の契約が有効である限り、その効力が優先され、退会をすることができないものとする。

2 第8条5項または本条第1項により協会会員が当会を退会した場合は退会の日をもって協会会員としての全ての権利を失う。

3 協会会員は、当会を退会した後においても、第5条、第7条第2項第4号、第8号、および第9号、ならびに第11条第1項ないし第4項、第7項および第8項など、本規約に定める協会会員の義務に服するものとする。

4 退会した者が改めて当会への加入を希望する場合、当会所定の講義を全て再受講し、再度当会試験に合格しなければならない。

### 第13条 (除名)

1 協会会員が次のいずれかに該当した場合は、当会は協会会員を即時に除名できるものとする。この場合、協会会員は当該除名処分について一切異議を申し立てることができない。

- ① 協会会員が本規約に違反し、相当の期限を定めた是正の催告にも応じないとき。
- ② 当会加入の前後を問わず、次のイないしへのいずれかに該当することが判明したとき。

イ 協会会員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）であること。

ロ 暴力団員等が協会会員の営業を支配していると認められる関係を有するか、または暴力団員が協会会員の営業に事実上参加していると認められること。

ハ 協会会員が、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ニ 協会会員が、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ホ 協会会員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

ヘ 協会会員が、自らまたは第三者を利用して次の(1)ないし(5)の一つにでも該当する行為を行ったこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他上記(1)ないし(4)に準ずる行為

- ③ 協会会員が次のイないしホ各号のいずれかに該当したとき。

イ 監督官庁より営業の取り消し、営業停止等の処分を受けたとき。

ロ 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき。

ハ 税金の滞納処分を受けたとき、または第三者より強制執行を受けたとき。

ニ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の各開始の申立があったとき。

ホ 営業活動を停止したとき。

- ④ 協会会員による営業上、重大な事故や、第三者に対する多額の債務不履行が発生するなど、当会またはその技術および知識等に対する信用を著しく害する事由が生じたとき。

- ⑤ その他、当会と協会会員との間の信頼関係が破壊されるような重大な事由を生じたとき。

2 除名された者については、除名の日をもって前条に定める退会をしたものとみなす。

3 協会会員は、除名処分となった場合においても、第5条、第7条第2項第4号、第8号、および第9号、ならびに第11条第1項ないし第4項、第7項および第8項など、本規約に定める協会会員の義務を免れることはできない。

#### **第14条（損害賠償）**

協会会員が本規約の定め反する行為を行った場合は、協会会員は当会对し、当会所定のインストラクター養成コースの受講料定価50万円（税別）の10倍の違約金を支払わなければならない。ただし、その違反行為により当会の被る損害が上記金額を超える場合には、協会会員は、当会の被った一切の損害を賠償しなければならない。

#### **第15条（管轄裁判所）**

本規約に関連して発生する当会と協会会員との間のすべての紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第16条（その他）**

1 本規約に定めのない事項、または本規約の条項に関する疑義が生じたときは、信義誠実の原則に則り、当事者が誠意をもって協議して決することとする。

2 当会は、1ヶ月以上前に予告することによって、協会会員の同意なくして本規約を改定することができる。ただし、協会会員は、当会の行う規約の改定について協議を申し入れることができる。

3 当会は、規約の改定について、協会会員が当会に申告したメールアドレスにメールを送信することにより連絡するものとし、当該メールの送信後8日以内に協会会員から協議の申し入れがなかった場合、協会会員は当該改定を承諾したものとする。

以上

最終改訂日：2023年5月1日

骨盤腸整ウォーキング株式会社